

# 第1章 計画策定のあらまし

## 1 計画策定の趣旨

人々の生活スタイルや価値観が多様化し、地域に住む住民のつながりが弱まるなど、地域社会が変化しつつあります。

併せて、少子高齢化、核家族化の進展により、初めての赤ちゃん、子育てに悩む若いお母さん、お父さんや、高齢者が高齢者を介護するいわゆる“老々介護”など、これまで家族の力で行われてきた子育てや介護の力が低下しています。さらに、児童や高齢者、女性などへの暴力、虐待など、個人の尊厳が損なわれるケースも懸念されています。

また、住民同士のつながりの低下や高齢化の進展、ひとり暮らしの増加などにより、地域の治安や防災への心配が高まっています。

このような地域社会のさまざまな変化に対処していくためには、個々の対策だけではなく、住民、行政、関係機関・団体、事業者等が一体となって、地域ぐるみによる横断的な視点からの取り組みが必要になっています。

平成17年10月に2町1村の合併により誕生した会津美里町（以下「本町」といいます。）は、新町まちづくり計画の基本施策さらに平成18年度策定の会津美里町第一次振興計画の基本計画のひとつとして『健やかで優しい福祉のまち』を掲げています。

この基本施策や基本計画に沿って、お互いに支えあう地域社会の実現を目指し、健康増進、児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉を統括する計画として、これまで町民や行政、関係機関・団体、事業者等が取り組んできた活動を基盤に、それらをさらに発展させ、誰もが暮らしやすい地域社会をつかっていくため「会津美里町地域福祉計画」を策定しました。

### 《社会福祉法より》

#### （福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保有を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

#### （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

#### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## 2 計画の性格・位置付け

この計画は、町の地域福祉をどのように進めていくかを定めるものです。それと同時に、地域福祉を進めるためには、町民、関係機関・団体、事業者など地域に住み、地域に関わるすべての人たちが連携していくことが必要不可欠です。

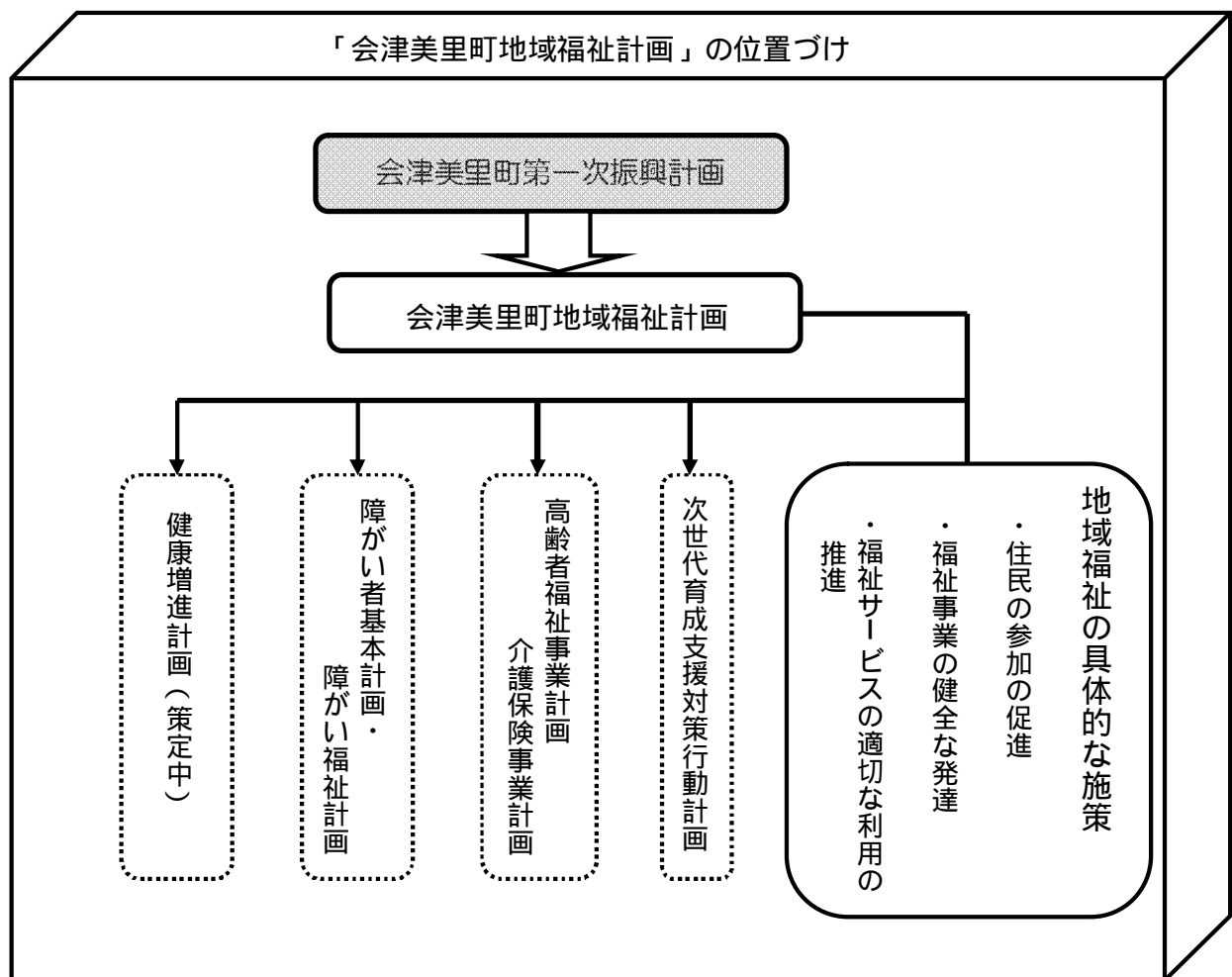
このため、行政はもとより、地域の人たちの取り組みも盛り込んだ、本町の地域福祉を進めるための総合的な計画です。

この計画は、社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」です。

「会津美里町第一次振興計画」に基づき、地域福祉施策の指針となるものです。

「会津美里町次世代育成支援対策行動計画」、「会津美里町高齢者福祉事業計画・介護保険事業計画」、「会津美里町障がい者基本計画・障がい福祉計画」などとの整合性を図りながら、個別の福祉に係る施策を横断的につなぐとともに、各計画の対象とならない人への福祉施策に関する計画です。また、これらの諸計画は、地域福祉計画の一部を構成するものと位置づけます。

図表1 計画の相関関係



\* 本計画に内包する個別計画の概要を次ページに掲載しています。

### 会津美里町第一次振興計画（平成19年3月策定）

基本理念：会津文化の源流 人が輝き 夢が広がる 環境共生のまち  
【健康・医療・福祉分野のスローガン】 『健やかで優しい福祉のまち』

- 重点項目：1．保健・医療体制の充実  
2．地域福祉の推進  
3．子育て支援施策の推進  
4．高齢者施策の充実  
5．障がい者施策の充実  
6．社会保障の充実

計画期間：平成18年度～平成22年度

### 会津美里町次世代育成支援対策行動計画（平成18年10月策定）

平成17年に施行された次世代育成支援対策推進法に基づき、子どもと子育て家庭を取り巻く様々な環境の変化に対応して、子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもたちの権利が尊重される新しい子育て支援社会を構築するための指針です。

- 重点項目：1．子どもの健やかな成長を支援する基盤づくり  
2．親が子育てに喜びを感じることができる環境づくり  
3．子育てがしやすい地域づくり

計画期間：平成18年度～平成21年度（前期計画）

### 会津美里町高齢者福祉事業計画・介護保険事業計画（平成18年3月策定）

老人福祉法、老人保健法及び介護保険法に基づき、町民一人ひとりが健康で、その持てる力を活用して、自己実現と社会への貢献ができ、心豊かに安心して長寿を喜び合うことができる地域社会を築きあげ、健康寿命の延伸と要介護者支援の充実への取り組みを総合的・体系的に整えた計画です。

- 重点項目：1．健康づくり及び疾病予防・介護予防の推進  
2．認知症高齢者支援対策の推進  
3．地域生活支援体制の充実  
4．高齢者の社会参加といきがいづくり

計画期間：平成18年度～平成20年度

### 会津美里町障がい者基本計画・障がい福祉計画（平成19年3月策定）

障害者基本法並びに平成18年度から施行された障害者自立支援法に基づき、障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会をつくるための障がい者施策の総合的な計画です。

計画期間：平成19年度～平成23年度

### 3 計画の期間

この計画は、平成21年度から平成25年度の5カ年計画とします。  
また、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて途中、見直しを図ります。

### 4 計画策定の方法

この計画の策定に当たっては、今、地域が抱えている課題は何か、町民は地域でどのような活動をしているかを把握するため、町民アンケート調査、さらには町内30地区において住民座談会、またこの計画の素案の段階でのパブリックコメントを実施し、この計画へより多くの町民からの意見を反映するように努めました。

#### 計画策定検討委員会の設置

本町の実情にふさわしい計画内容とするため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、地域団体、関係行政機関等で構成する「会津美里町地域福祉計画策定検討委員会」を設置し、現状の分析や各種調査結果を踏まえた関係各方面の意見・提案を計画に反映するよう努めました。

#### 計画策定庁内会議の開催

庁内各課長で構成する計画策定庁内会議を開催し、本計画の多岐にわたる関連施策の調整を行いました。

#### 地域福祉アンケート調査の実施

福祉環境や福祉活動について地域の実情や意識・意向などを把握するために、アンケート調査を実施しました。この結果から得られた町民の意見を策定検討委員会等で協議し、計画に反映するよう努めました。

図表2 地域福祉アンケート調査の概要

調査対象	町内に居住する20歳以上の方、2,000人を無作為抽出
主な調査内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉との関わり方について</li> <li>・近所付き合いについて</li> <li>・地域社会の役割、住民相互の協力について</li> <li>・ボランティア・NPOについて</li> <li>・悩みや不安について</li> <li>・福祉サービスについて</li> <li>・行政と地域住民について</li> </ul>
調査期間	平成19年12月
調査方法	自治区を通して配付・回収
有効回答数	1,141件（回収率57.1%）